

1 指針策定の背景

大仙市では、「第2次健康大仙21計画」において、受動喫煙による現状と健康への影響を市民の健康課題の一つに掲げ、併せて行動目標として喫煙対策、受動喫煙対策等各種取り組みを行うこととしている。

受動喫煙の影響を受けている人の主な病気のリスクは、影響を受けていない人に比べ、脳卒中発症1.3倍、肺ガン罹患1.3倍、虚血性心疾患1.2倍、乳幼児突然死症候群4.7倍（※1）と高く、大仙市内の主要死因としても第1位に悪性新生物（がん）があげられ、中でも肺がんが胃がんと並び第1位（※2）となっている。これらの原因には様々な要因が影響しているが、中でも喫煙は大きな因子となっており、喫煙に対する正しい知識の普及と禁煙に向けた取り組みが必要となっている。

また、平成30年7月に健康増進法の一部を改正する法律が公布され、望まない受動喫煙の防止を図る観点から、多数の者が利用する施設等について、その区分に応じ、当該施設の喫煙を禁止することとしている。

こうしたことから、受動喫煙による住民の健康への悪影響を防止するため、総合的かつ効果的な指針を策定し、実施するものである。

（※1 国立がん研究センター情報サービスより ※2 平成28年秋田県衛生統計年鑑より）

2 目的

本指針は、健康増進法（平成14年法律第103号）第25条に基づき、大仙市における受動喫煙防止対策を定め、望まない受動喫煙による健康への悪影響を防止し、もって、市民等の健康の保持・増進を図り、また、快適で良好な環境の形成を促進することを目的とする。

3 用語の定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）たばこ

たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に掲げる製造たばこ（加熱式たばこを含む。）

（2）喫煙

人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙を発生させること。

- (3) 受動喫煙
人が他人の喫煙により、たばこから発生した煙又はたばこを吸っている他人の呼気に含まれる煙にさらされること。
- (4) 市が所管する公共施設
市が所管するすべての公共施設（敷地も含む。）のことで、公園などの敷地のみの施設も含む（以下、「公共施設」という。）。
- (5) 建物内禁煙
公共施設の建物内における喫煙を全面的に禁止すること。ただし、屋外に喫煙場所が設置される場合、対象施設の出入り口付近等から極力離すなど、必要な措置を講ずるものとする。
- (6) 敷地内禁煙
建物内及び敷地内を含めたすべての場所における喫煙を禁止すること。
- (7) 公用車内全面禁煙
市保有の車両内における喫煙を全面的に禁止すること。
- (8) 公共施設等管理者
市が所管する公共施設及び公用車を所管する課等の長
- (9) 第一種施設
多数の者が利用する施設のうち、学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なう恐れが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの並びに国及び地方公共団体の行政機関の庁舎。
- (10) 第二種施設
多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設をいうものであること。なお、多数の者が利用するとは、2人以上の者が同時にまたは入れ替わり利用する施設を意味する。
- (11) 特定屋外喫煙場所
第一種施設の屋外の一部の場所のうち、当該第一種施設の管理権限者によって区画され、厚生労働省令で定めるところにより、喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識の掲示その他の厚生労働省令で定める受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所をいう。

4 基本指針

- (1) 市の公共施設（指定管理施設を含む。）は、受動喫煙による健康被害を無くすため、健康増進法に定める受動喫煙対策を拡充し、原則として敷地内禁煙とする。
- (2) 公用車内は、移動中も含め、全面禁煙とする。

5 対象施設等

別紙 大仙市受動喫煙防止対策行動計画に掲げる施設及び公用車

6 実施者

各施設にける公共施設等管理者

7 公共施設等管理者が行う具体的な受動喫煙防止対策

- (1) 敷地内禁煙
- (2) 市民等への周知

公共施設等管理者は、この指針に基づき、市民や利用者に対し受動喫煙防止対策の趣旨及び具体的方法について、広報、ポスター、その他掲示板等により周知を図り、理解と協力を得るものとする。

8 受動喫煙防止対策の推進

別紙 大仙市受動喫煙防止対策行動計画に基づき推進する。

9 実施時期

- (1) この指針による受動喫煙防止対策は、令和元年7月1日より実施する。
ただし、一部施設(下記②の施設)については、同日より建物内禁煙とし、屋外での受動喫煙防止対策について意識啓発を推進後に実施するものとする。
なお、既に禁煙を実施している施設については、この限りでない。

①令和元年7月1日から実施

すべての公用車(灰皿の撤去)

子育て支援施設(保育園・児童館・児童クラブ等)

小学校・中学校

本庁舎、南庁舎、各地域庁舎、健康福祉会館、保健センター、図書館、アーカイブズ、市民活動交流拠点センター

高齢者福祉施設、病院、学校給食センター、市管理公園

②令和2年1月1日までに実施

7月1日以降は、建物内禁煙とし、喫煙場所を設ける場合は、敷地内禁煙施設においては特定屋外喫煙場所、それ以外の施設は屋外に喫煙場所を設けることができる。

集会施設、交流施設、産業研修施設、農業施設、観光施設、文化財施設、宿泊研修施設、市民会館、公民館、体育館、武道館、複合体育館、野球場、プール、スキー場、サッカー場、グラウンドゴルフ場、テニスコート、キャンプ場、小・中・高校生が参加する各種競技大会会場敷地
スポーツ少年団が活動する施設(大会以外の練習等も含む)

- (2) この指針は、施設条件や社会状況の変化などを踏まえ、適宜見直しを行う。
また、受動喫煙防止対策について、広く市民の意見を取り入れていく。

■参考

令和2年4月1日より、飲食店・事務所・工場・ホテル・鉄道その他全ての施設が、健康増進法改正による原則屋内禁煙となる。